

令和7年度
市有地売払いの入札実施案内書

入札に参加される方は、この案内書をよく読み、
内容を充分把握した上で、ご参加ください。

能 美 市

総 務 部 管 財 課

目 次

◎令和7年度売払い物件一覧表	1
◎一般競争入札による市有地売払いの流れ	2
1 入札参加の申込み	3
○ 申込用紙の配布	
○ 申込(入札)参加資格	
○ 申込み方法	
2 入札	4
○ 入札保証金の納付	
○ 入札に当たっての注意事項	
○ 開札・落札者の決定	
○ 再度の入札	
3 契約の締結	6
○ 契約上の条件	
4 売買代金の納付	7
5 所有権の移転登記	7
○ その他の注意事項	

はじめに

- ◎ 能美市では、次の市有地を一般競争入札により売払います。
- ◎ この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
入札に参加を希望される場合は、この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。
- ◎ 一般競争入札による市有地の売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、能美市があらかじめ定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

【令和7年度売払い物件一覧表】

物件番号	物件所在地	地目 地積(m ²)	入札日時	予定価格 (最低売却価格)	入札会場
1	能美市大浜町ク63番4、 ク178番、ウ98番7	宅地 原野 288.36	令和7年7月30日 午後2時00分	3,171,000円	能美市役所 大会議室3
2	能美市中町末26番2	雑種地 122	令和7年7月30日 午後2時10分	2,761,000円	能美市役所 大会議室3
3	能美市末寺町ハ56番	雑種地 473.29	令和7年7月30日 午後2時20分	8,709,000円	能美市役所 大会議室3

土壌汚染、地下埋設物に関する調査は行っていません。

一般競争入札による市有地売払いの流れ

1 入札参加の申込み

受付期間 公告日から令和7年7月24日(木) 正午必着

提出方法 郵送(簡易書留など郵便物の追跡が出来る方法)でご提出ください。

2 入札参加者への書類送付

入札参加資格の確認後「一般競争入札参加証」等を郵送します。

3 入札保証金の支払い

入札保証金(入札者が見積もる価格の100分の5に相当する額)を納付してください。

4 入札

入札日時 令和7年7月30日(水) 午後2時00分

入札会場 能美市役所 地下会議室

※入札保証金の保管証書及び一般競争入札参加証等が必要です

5 契約の締結

落札決定後、本市が指定する日から5日以内に契約を締結します。

契約締結時に契約保証金を納付していただきます。

売買契約書(能美市保管用の1部)に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

6 売買代金の支払

契約締結の後、市が発行する納入通知書により指定期日までに全額を支払っていただきます。

なお、入札保証金は売買代金又は契約保証金に充当することができます。

7 所有権の移転登記

所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転登記します。登記の手続は、市の職員が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

1 入札参加の申込み

申込(入札)参加資格

- 日本国内で法人登録をしている法人または個人

ただし、下記項目のいずれかにも該当しないこと及び今後についても該当しないこと

- (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3)能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を滞納している者
- (4)集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者

申込み方法

受付期間	公告日から令和7年7月24日(木) 正午必着
提出方法	郵送(簡易書留など郵便物の追跡が出来る方法)でご提出ください。 ※ 次のいずれかに該当する場合は、申込みの受付ができませんので、ご注意ください。 ・申込受付期間を過ぎてから本市に到達したもの ・申込書または誓約書の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭なもの
受付及び送付先	〒923-1297 能美市来丸町1110番地 能美市役所総務部管財課 財産管理係
提出書類	1. 一般競争入札申込書兼参加証 2. 誓約書 3. 納税証明書(発行から3箇月以内のもの) 4. 法人の登記事項証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
注意事項	○ 申込みをされた方が入札参加者(落札された場合はその物件の購入者)となります。 落札後の売買契約および所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行います。共有名義での申込みは代表者の方が申込者として申込書を作成してください。

※ 入札参加者に関する情報等のお問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

入札書類等の送付

入札参加申込者宛に、本市より書類を送付します

送付書類	①一般競争入札申込書兼参加証(管財課の受付印を押印したもの) ②入札書 ③入札保証金納付書
発送方法	郵送
注意事項	・共有名義での申込みの場合は代表者に郵送します。 ・受付期間終了後1週間を過ぎても書類が到着しない場合は管財課までご連絡ください。

2 入 札

入札日時	令和7年7月30日(水) 午後2時00分
入札会場 及び受付	能美市役所 大会議室3
当日持ち物	・一般競争入札参加証(管財課より送付されたもの) ・委任状(代理の場合) ・入札保証金の保管証書(会計課で納付後発行) ・入札用封筒 ・入札書 ・筆記用具
注意事項	・入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行います。 ・入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めに(10分前)お越しください。 ・入札会場の都合により、入室できる方は入札参加者ごとに1名のみとさせていただきますので、ご了承ください。

入札保証金の納付

○ 場 所 能美市役所 北棟1階 会計課

- 1 入札保証金納付書により、現金又は銀行振出小切手で納付してください。
- 2 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5に相当する額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額)以上の額を納付してください。

【例】

(入札しようとする金額)		(入札保証金の額)
10,000,000円 × 5/100	=	500,000円以上
10,050,000円 × 5/100	=	(502,500円)
		↓
		503,000円以上

- 3 入札保証金納付と引き替えに受取った保管証書を、入札受付時に提出してください。
- 4 入札終了後、落札者以外の方には領収書と引き替えに速やかに入札保証金をお返しいたします。なお、入札保証金には、利子を付けません。
- 5 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後、能美市有地売払い入札要綱第4条に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

入札に当たっての注意事項

- 1 入札書には、入札参加者(代理人の方が入札される場合は、入札参加者および代理人)の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称ならびに代表者の職名および氏名)その他所定の事項を記載してください。
- 2 入札書への金額記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3...)の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 3 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。
- 4 入札書の記入を間違えた場合は新しい用紙に記入してください。(訂正はしないでください。)
- 5 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者が行った入札
 - (2) 入札書に記載した金額その他(入札者またはその代理人の氏名その他の主要部分)が不明確な入札
 - (3) 同一の入札について2以上の入札書を提出した者の入札
 - (4) 委任状の提出がない代理人のした入札
 - (5) 入札書に記名をしないで行った入札
 - (6) 入札保証金を納付しない者または納付した入札保証金の額が不足する者のした入札(入札金額が入札保証金の20倍を超える入札)

- (7) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (8) 所定の入札書によらない入札
- (9) 委任状に記載のある代理人とは異なる代理人の入札
- (10) 事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
- (11) 入札関係職員の指示に従わない者及び入札会場の秩序を乱した者の入札
- (12) その他能美市有地売払い入札要綱に違反した入札

開札・落札者の決定

- 1 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、能美市が定める予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引によって落札者を決定します。

入札結果の公表

- 1 開札の結果、落札者を決定したときは、落札者の氏名(法人の場合は名称)及び落札価格を入札参加者にお知らせします。
- 2 入札日の翌日以降、本市ホームページにおいて、全入札者の入札金額及び入札者名を掲載します。

再度の入札

この入札は予定価格(最低売却価格)を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合でも、再度の入札は行いません。

3 契約の締結

- 落札された方には、契約書の準備が整い次第ご連絡させていただきます。

契約締結期間

落札決定後、本市が指定する日から5日以内に、能美市総務部管財課において、締結しなければなりません。

契約名義人

「落札者」名義で締結します。共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

注意事項

- 1 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。
- 2 売買契約書(能美市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- 3 契約を締結する際には、印鑑証明書(発行から3箇月以内のもの)の提出が必要です。
- 4 落札者が、落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。

4 売買代金の納付

- 1 落札者は、売買契約締結と同時に、売買代金の100分の10以上(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額)を契約保証金として納付していただきます。なお、入札保証金は契約保証金に充当することができます。(入札保証金には、利子を付けません。)
- 2 契約締結の日から起算して30日以内に、市が発行する納入通知書により、売買代金を全額納付してください。
- 3 契約締結後、売買代金の支払が指定期日までに行われなかった場合には、売買代金に対し支払期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該金額に民法(明治29年法律第89号)404条に規定する利率を乗じて得た金額を遅延損害金として徴収いたします。
- 4 落札者が契約に定める義務を履行しないために契約を解除した場合は、契約保証金は違約金としていただき、お返しいたしません。

5 所有権の移転登記

- 1 落札物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続は、本市職員が行います。
- 3 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 登記に必要な登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、落札者の負担となります。
- 5 所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知を交付し、すべての手続きが完了します。なお、物件の取得に伴い、不動産取得税等の公租公課が発生しますのでご注意ください。

その他の注意事項

- 1 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず事前に現地の確認を行ってください。
- 2 建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法、県市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 3 落札者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、事由によりその損害を賠償しなければなりません。
- 4 落札物件の開発行為に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

お問い合わせ先

この市有地売払い一般競争入札についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒923-1297 能美市来丸町1110番地
能美市役所総務部管財課 財産管理係
電話 0761-58-2205 FAX 0761-58-2290